

逗子市

エイジフレンドリーシティ行動計画

1 逗子市の高齢者を取り巻く状況

本市の総人口（住民基本台帳人口に外国人登録人口を合わせた数）は、2023 年（令和 5 年）6 月末日時点で 58,700 人、65 歳以上人口（以下、高齢者人口）は 18,383 人であり、その総人口に占める割合（以下、高齢化率）は 31.3%となっています。

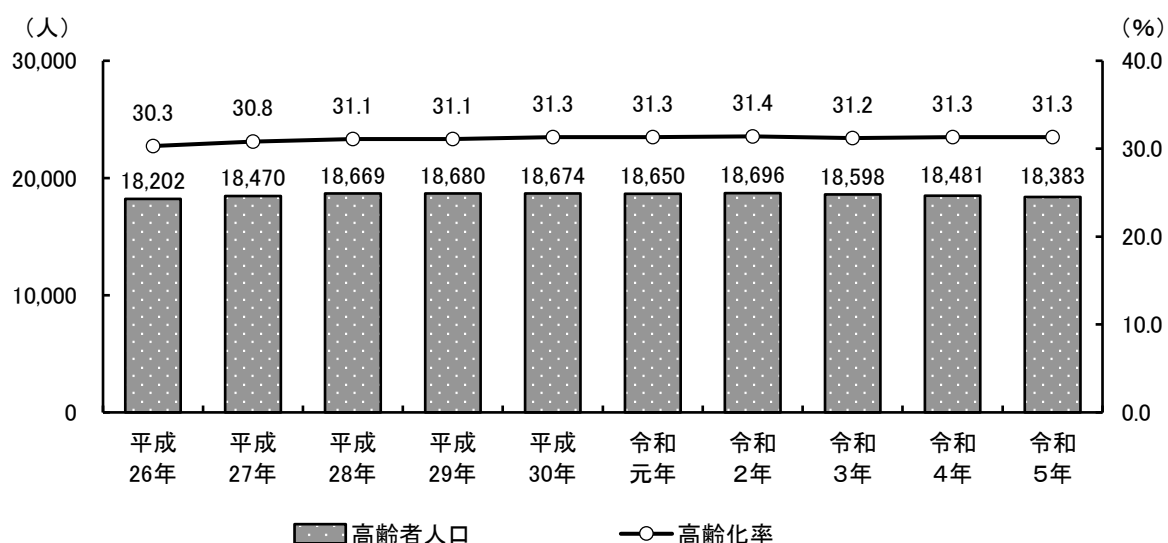
また 2018 年（平成 30 年）と 2023 年（令和 5 年）を比べると、総人口が 1.6%減で推移する中、高齢者人口も 1.6%減少し、そのうち 65～74 歳人口（以下、前期高齢者人口）は 14.3%減、75 歳以上人口（以下、後期高齢者人口）は 8.5%増となっており、後期高齢者人口の増加が際立っています。

逗子市の高齢化率の推移

（資料：住民基本台帳人口に外国人登録人口を含めた値（各年 9 月末現在、令和 5 年のみ 6 月末現在））

単位（人）

区分	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和 元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
総人口	60,120	59,981	60,112	59,995	59,681	59,492	59,582	59,528	59,131	58,700
対前年比増減数	▲130	▲139	131	▲117	▲314	▲189	90	▲54	▲397	▲431
40～64 歳	21,018	20,997	21,182	21,363	21,478	21,567	21,857	22,027	22,065	22,063
高齢者人口	18,202	18,470	18,669	18,677	18,674	18,650	18,696	18,598	18,481	18,383
65～74 歳	8,956	9,009	8,875	8,556	8,253	7,963	7,874	7,817	7,396	7,072
75 歳以上	9,246	9,461	9,794	10,121	10,421	10,687	10,822	10,781	11,085	11,311
高齢化率	30.3%	30.8%	31.1%	31.1%	31.3%	31.3%	31.4%	31.2%	31.3%	31.3%
後期高齢化率	15.4%	15.8%	16.3%	16.9%	17.5%	18.0%	18.2%	18.1%	18.7%	19.3%



2 エイジフレンドリーシティの取り組みを進める上での基本的な考え方

1 基本理念

高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らせるまち

2 基本方針

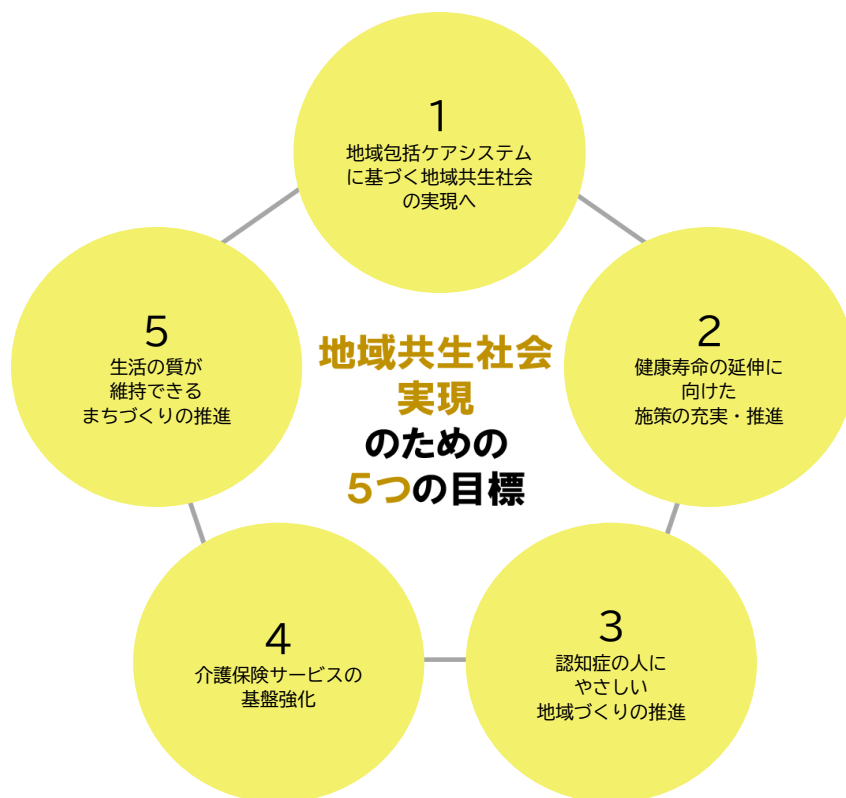
地域共生社会の実現

これまで、住み慣れた地域で介護が必要になっても安心して暮らせるまちづくりや介護の基盤づくりに取り組んできました。今後、いわゆる団塊の世代が全て 75 歳以上となる 2025 年（令和 7 年）にかけて、高齢化率や要介護認定率の上昇に伴い、介護サービスの需要が増加することが見込まれます。

そうした状況に対応するためには、介護サービス基盤の整備に加え、介護予防や健康づくりといった取り組みを通じて地域のつながりを強化していく必要があると考えています。

また、本市は 2040 年を目途に、地域包括ケアシステムの構築で培ったまちづくりの取り組みを礎として、誰もが役割を持ちお互いの存在を認め合い、支え合うことでその人らしい生活を送ることができる社会である地域共生社会の構築を目指していることから、「地域共生社会の実現」を基本方針と定めます。

3 基本目標（計画期間中に重点的に取り組むべき内容）



基本目標１ 地域包括ケアシステムに基づく地域共生社会の実現へ

（１）地域共生社会の実現への推進

地域共生社会の実現に向けては、支援が必要な人に支援につながるよう、ICT等様々な媒体を活用して福祉情報の提供体制を充実させます。また、高齢者の支援機関だけでなく、各施策分野の関係機関がそれぞれの強みを活かし、連携することにより、相談支援機能の充実に取り組む必要があり、地域において様々な課題を抱え、支援が必要な人に対して、行政を始め、地域住民、関係団体が有機的に連携した包括的な支援体制を構築します。

こうした支援体制の構築に向けた手段として、包括的な相談支援を根幹とし、社会参加の支援、地域づくり等の取り組みを一体的に実施する体制である「重層的支援体制整備事業」を進めます。現在、高齢者が直面する課題については、8050問題等、複合的な課題が増えていることから、こうした課題の解決に向けて重層的支援体制整備事業を活用していきます。

（２）地域包括支援センターの機能強化・拡充

重層的支援体制整備事業を進めるにあたり、地域包括支援センターには、複雑化・複合化した地域住民の支援ニーズに対応するため、属性や分野、世代を問わない包括的な相談支援等を行う「相談支援包括化推進員」を配置します。これにより、相談支援機能の強化と拡充を図り、高齢者だけではなく、子ども、障がい者、生活困窮者等の幅広い相談に対応していきます。

各地域包括支援センターは業務全般の質の向上を図るため、事業の自己評価を行うとともに、市事業の実施状況について評価を行います。

（３）高齢者と介護者の在宅生活の支援

高齢者が要介護状態になっても在宅生活の継続を希望する意向が高いことを踏まえ、高齢者の尊厳を守りつつ、自立を支える質の高いサービスの提供が必要となります。また、介護に携わる家族の精神的・肉体的な負担は大きく、在宅介護を推進するうえで、家族の負担を軽減するための支援の充実が求められます。

地域包括ケアシステムの理念に基づき、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、引き続き、在宅・施設の介護サービスやインフォーマルなサービスを活用した在宅生活の基盤づくりに取り組みます。

また、終末期のケアや看取り、認知症への対応など、医療と介護の連携による支援体制の強化を図るとともに、地域包括ケアシステムの推進、地域共生社会の実現に向け、地域における多様な取り組みを支援していきます。

基本目標２ 健康寿命の延伸に向けた施策の充実・推進

（１）健康寿命を延ばしてみんなで元気な高齢者をめざす取り組み

（介護予防・日常生活支援総合事業の推進）

健康寿命を延伸するには、市民一人ひとりが健康増進の基本となる食生活や運動、休養、口腔ケアなどの健康的な生活習慣の実践に取り組んでいくことが重要であり、介護予防の一層の推進に向け、介護予防の必要性や介護予防事業の周知、運動等に取り組める環境づくりや支援者となる担い手の育成・確保が必要となります。

本市では今後、後期高齢者の割合が増えることに伴い、要支援、要介護者が増えることが見込まれるため、運動や栄養管理、口腔ケア、社会参加の促進により、介護が必要となりうる要因にアプローチし、元気な高齢者を目指す取り組みを行っていきます。

（２）生きがい・社会参加の促進

高齢者が住み慣れた地域社会の中で役割を持っていきたいと生活をするためには、高齢者が長年培ってきた技術や経験、知識等の持てる力を発揮できる活躍の場、社会参加の場の確保と仕組みづくりの構築が必要となります。

したがって、高齢者がその有する能力に応じて自立した生活を送るために、自分らしく健康でいきいきと暮らしていくための主体的なサービス（住民主体による支援）や通いの場での活動を通じて、高齢者自身が主体となる介護予防・生活支援の促進に取り組みます。

基本目標３ 認知症施策推進大綱、認知症基本法に基づく施策の推進

（１）認知症施策推進大綱、認知症基本法に基づく施策の推進

認知症の状態に応じて、適切な医療・介護サービスを受けることができるよう、早期診断・早期対応を促進するための相談支援体制を強化します。認知症に関する正しい知識と理解に基づく本人・家族への適切な支援や、支援者・サービス提供者への専門的な認知症ケアの質の確保・向上を通じ、地域における総合的かつ継続的な支援体制を確立し、認知症高齢者や家族等の介護者を支援していきます。

認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる「共生」を目指し、「認知症バリアフリー」に取り組むとともに、「共生」の基盤の下、通いの場の拡大など「予防」の取り組みを進めていきます。

また、認知症基本法の成立に伴い、認知症当事者が尊厳を保持し、希望を持って暮らせる地域共生社会実現の推進に向けた施策を地域とともに進めます。

（２）高齢者の権利擁護と虐待防止の推進

認知症高齢者等の増加により、支援の必要な高齢者が増加することから、今後も制度等の利用を促進するとともに、高齢者虐待や消費者被害を未然に防止するため、幅広い世代に対し、権利擁護に関する普及啓発を行うことが必要です。

成年後見制度の普及啓発や支援の仕組みを充実するため、成年後見制度を利用する必要がある方や後見人が活用しやすい成年後見制度の利用促進を図ります。

また、高齢者に対する虐待や消費者被害を防止するため、地域における医療・保健・福祉等の関係機関のネットワークを構築し、人権意識の啓発や相談体制の整備、関係職員の研修など、高齢者虐待や消費者被害の防止と早期発見・早期対応への取り組みを推進します。

基本目標4 介護保険サービスの基盤強化

(1) 介護保険制度の適切な運営

2040年（令和22年）を見据えた社会保障制度の持続可能性を確保する上で、給付と負担の適正化に対する取り組みが必要です。

事業運営に必要な財源を確保するため、引き続き保険料の適切な徴収を行うとともに、保険者機能強化推進交付金等の新たな財源を積極的に活用していきます。

また、各種介護サービスについては、法令等に基づき適切に提供するほか、地域の実情に即し、地域のニーズに対応するサービスを適正に提供します。また、計画に基づく事業の実施に当たっては、適切な基準・目標値を設定のうえ、年度毎に進行管理を行い、必要に応じて改善を図ります。

(2) 給付適正化への取り組み

介護保険給付の適正化や、公正かつ的確な要介護認定を実施します。介護サービス事業者への必要な指導や助言を継続して実施していきます。

健全で持続可能な介護保険運営を行うため、逗子市高齢者保健福祉計画内において「第6期介護給付適正化計画」を定め、「要介護認定の適正化」、「ケアプラン等の点検」、「医療情報との突合・縦覧点検」の主要3事業に加えて、「給付実績の活用」を行い、適切な介護サービスの確保と介護給付の適正化を図ります。

(3) 介護人材の確保・業務効率化の取り組みの強化

介護サービス事業所の運営にあたり、人材確保が重要課題です。介護サービスの質を維持・向上のため、介護職のイメージアップや早期離職防止、人材育成等の介護人材の確保に向けた様々な方策を講じていきます。

今後、介護人材が大幅に不足すると見込まれていることから、将来の介護サービス需要に伴う人材を確保するための取り組みを計画的に実施するとともに、介護事業所等における業務が効率化される手段を、事業所が取り入れられるように支援します。

(4) 介護保険サービスの質の確保

サービス利用者に対して、良質な介護サービスが継続して提供されるよう、事業所に対して計画的に実地指導を行い、適切な指導・助言を行います。

また、障がい福祉サービスを受けている人が、介護保険サービスを同一の事業所で一体的に受けることができる「共生型サービス」の創設を目指します。

(5) 高齢者の多様な住まい方の充実

高齢者が要介護状態になっても安心して生活できるように、住み替えを希望している人については、住居を確保できるよう施設整備や住宅支援制度の充実が必要です。

高齢者の生活については地域包括ケアシステムを基盤にした、在宅生活の支援に重点を置いた取り組みを進めていきますが、高齢者の住まいに関する様々なニーズを踏まえ、新たに住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等の整備状況を県から情報提供を受けるとともに、既存施設の整備状況を十分踏まえたうえで、2040年（令和22年）を見越した入所・入居施設の整備を行っていきます。

基本目標5 生活の質が持続できるまちづくりの推進

(1) 安心・安全なまちづくりの推進

高齢者が安心して外出できるよう、身体状況に合わせた支援策が必要です。

高齢者の生活の質（QOL）を維持する重要な要素であることから、高齢者が社会とのつながりを持ち、住み慣れた地域で生活を継続できるよう、外出しやすく、住みよいまちづくりを推進していきます。

(2) 災害や感染症対策に係る体制整備

災害や感染症の発生等に対し、適切な備えをすることが重要です。災害時の支援については、高齢者単身世帯、高齢者夫婦のみ世帯が増加しており、日ごろから、地域での見守りネットワークなどの支援体制を整備することが重要です。

近年の自然災害の規模の拡大及び発生回数の増加を踏まえて、高齢者単身世帯や寝たきり高齢者など、災害弱者に対する即時支援体制の整備に向けて、防災担当所管等と連携し、安心して暮らすことのできる地域づくり及びまちづくりを推進します。また、新型コロナウイルス感染症の世界的流行のように、不測の出来事が発生した場合でも、これまでの日常生活が可能な限り維持できるよう支援体制を整備していきます。

4 施策体系

基本目標1 地域包括ケアシステムに基づく地域共生社会の実現へ

施策の方向性（1）地域共生社会の実現への推進

	① 生活支援体制整備事業（地域づくり事業）
	② 地域包括支援センター運営事業（包括的相談支援事業）
	③ 地域福祉推進事業
	④ 生活困窮者自立支援事業
	⑤ 民生委員・児童委員

	⑥ 消費生活相談
施策の方向性（２）地域包括支援センターの機能強化・拡充	
	① 地域包括支援センター運営事業
	② 在宅医療・介護連携推進事業
	③ 地域包括ケアシステム推進事業
施策の方向性（３）高齢者と介護者の在宅生活の支援	
	① 生活支援体制整備事業（地域づくり事業）
	② ひとり暮らし高齢者訪問事業
	③ 福祉緊急通報システム事業
	④ 福祉配食サービス事業
	⑤ 在宅高齢者紙おむつ等支給事業
	⑥ ふれあい収集
基本目標２ 健康寿命の延伸に向けた施策の充実・推進	
施策の方向性（１）健康寿命を延ばしてみんなで元気な高齢者をめざす取り組み	
	① 自立支援型介護予防・生活支援サービス事業
	② 一般介護予防事業
	③ 介護予防普及啓発事業
	④ 男性の料理教室事業
	⑤ 保健事業と介護予防の一体的実施事業
	⑥ 一般管理事業
施策の方向性（２）生きがい・社会参加の促進	
	① 生きがい推進事業
	② ふれあいパス購入助成事業
	③ 高齢者補聴器購入助成事業
	④ 老人クラブ育成事業
	⑤ 高齢者センター運営事業
	⑥ 福祉バス運行事業
	⑦ 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業
	⑧ 未病センター活用事業
	⑨ 生涯学習の推進
	⑩ スポーツ推進
	⑪ 高齢者就労支援
基本目標３ 認知症の人にやさしい地域づくりの推進	
施策の方向性（１）認知症施策推進大綱、認知症基本法に基づく施策の推進	
	① 認知症総合支援事業
	② 認知症サポーター養成事業
	③ 家族介護者支援事業

	④ 徘徊高齢者対策事業
	⑤ 認知症支援活動補助金
施策の方向性（２）高齢者の権利擁護と虐待防止の推進	
	① 返子あんしんセンター助成事業
	② 成年後見制度利用支援事業
	③ 成年後見制度利用促進事業
	④ 高齢者虐待対策事業
基本目標４ 介護保険サービスの基盤強化	
施策の方向性（１）介護保険制度の適切な運営	
	① 高額介護サービス等給付事業
	② 介護保険サービス低所得者利用者負担対策事業
	③ 保険料賦課徴収事務費
施策の方向性（２）給付適正化への取り組み	
	① 介護給付等費用適正化事業
施策の方向性（３）介護人材の確保・業務効率化の取り組みの強化	
	① 介護人材確保事業
施策の方向性（４）介護保険サービスの質の確保	
	① 居宅（介護予防）サービス
	② 地域密着型（介護予防）サービス
	③ 施設サービス
	④ 特別給付費給付事業
施策の方向性（５）高齢者の多様な住まい方の充実	
	① 介護サービス施設整備
	② 福祉用具・住宅改修支援事業
	③ 高齢者施設入所事業
	④ 市営住宅
基本目標５ 生活の質が持続できるまちづくりの推進	
施策の方向性（１）安心・安全なまちづくりの推進	
	① 福祉有償運送事業
	② 避難行動要支援者支援事業
	③ 福祉避難所
	④ 火災予防事業
施策の方向性（２）災害や感染症対策に係る体制整備	
	① 高齢者・事業所への情報提供事業

3 8つのトピックにおける取組事項

(1) 屋外スペースと建物

5－(1)－② 避難行動要支援者支援事業

災害発生時における避難行動要支援者への支援を、適切かつ円滑に実施するために策定された逗子市避難行動要支援者避難支援計画に基づき、避難行動要支援者の自助及び地域（近隣）の共助を基本とした避難支援体制の整備を図ることにより、地域の安心・安全体制を強化します。

(2) 交通 機関

2－(2)－② ふれあいバス購入助成事業

京浜急行バス株式会社が販売する京急ふれあいバスを購入した高齢者に対し、購入費の一部を助成することにより、高齢者の外出機会の拡大を図り、社会参加並びに健康づくり及び生きがいづくりの増進につなげていきます。

5－(1)－① 福祉有償運送事業

福祉有償運送は、高齢者や障がい者など公共交通機関を利用することが困難な人に対して、通院・通所・レジャーなどを目的に有償で行う車両による送迎サービスです。要介護者及び要支援者の外出支援として、引き続き公共交通機関では補えない移動支援の周知に努めます。

(3) 住居

4－(5)－① 介護サービス施設整備

在宅生活が困難な方が、介護保険施設のほか、特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）や認知症対応型共同生活介護（グループホーム）等の居住系のサービスを利用するに当たり、施設・居住系サービスの供給体制について計画的な整備方針を策定します。

4－(5)－④ 市営住宅

逗子市市営住宅管理計画に基づき、市営住宅等の整備に当たっては、ユニバーサルデザイン（年齢、性別、能力、国籍等にかかわらず、できるだけ多くの人が利用しやすいように生活環境を構築する考え方をいう）を導入し、誰もが、安全で安心な住みやすいものとなるよう努めます。

(4) 社会参加

2－(2)－① 生きがい推進事業

市内の公衆浴場の利用助成券を交付し、公衆浴場をふれあいの場として異世代間の交流を図り、高齢者の孤独感の解消や介護予防につなげます。

2－(2)－③ 高齢者補聴器購入助成事業

身体障害者手帳の交付対象とならない聴力機能が低下している高齢者（非課税者に限る）に対し、補聴器の購入に要する費用の一部を助成し、高齢者の認知症予防及び社会参加の持続を支援します。

2－（2）－④ 老人クラブ育成事業

高齢者の生きがい対策・健康づくりの社会参加支援として、また、高齢者の豊かな経験と知識技能を地域へ還元することで、地域福祉の向上と活力ある長寿社会の充実に図るため、NPO法人ズシップ連合会の活動を支援します。

（５）尊敬と社会的包摂（ソーシャルインクルージョン）

3－（2）－① 逗子あんしんセンター助成事業

社会において不利な立場におかれやすい高齢者や障がい者等を対象とした財産の保全・管理に関するサービスや、判断能力が著しく不十分な人等の権利擁護を図るため、逗子市社会福祉協議会が開設している法人後見事業、専門相談員による成年後見制度や権利擁護等の相談を行っています。

3－（2）－② 成年後見制度利用支援事業

認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者など、自分では十分に判断することができない人が、財産の取引等の各種手続や契約を行うときに、一方的に不利な契約を結ばないよう法律面等において支援し、財産を守るための制度です。制度利用を図るため、成年後見相談を毎月2回実施しています。

成年後見制度を利用するに当たり、費用負担が困難な人には費用助成を行っています。また、身寄りがないなどの理由により、支援が必要な場合は、市長が法定後見制度の申立てを行います。

3－（2）－④ 高齢者虐待対策事業

虐待を受けている、またはそのおそれがあると思われる高齢者や介護者に対し、相談・指導及び支援を行います。また、緊急性を要する場合には、一時保護等の対応をしています。

（６）市民参加と雇用

2－（2）－⑨ 生涯学習の推進

市民の企画による、教え合い、学び合いの機会を提供する各種講座を開催しています。市民の学習要求に応え、生きがい、社会参加の推進に寄与し、高齢者を中心とした多くの受講生が集まっています。

（仮称）生涯学習・社会教育推進プランに基づき、市民一人ひとりが、生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を社会に還元できる生涯学習社会の実現を目指し、様々な学習機会を提供します。

2－（2）－⑪ 高齢者就労支援

高齢者の就労機会の確保と社会参加を目的に、1991年（平成3年）に市が市内の団体、企業に呼びかけ、第三セクター方式の「株式会社パブリックサービス」が設立されました。この会社は、60歳以上の高齢者を雇用し、主に市の公共施設の管理や福祉バスの運行などの業務を行っています。

さらなる事業の拡張と高齢者の就労機会の拡大を呼びかけるとともに、関係機関と連携しながら、高齢者雇用の促進を図ります。

(7) コミュニケーションと情報

1－(1)－① 生活支援体制整備事業

地域社会からの孤立を防ぎ、地域での多世代の交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりに向けた支援を推進するため、地域資源の開発やネットワークの構築、サービスのニーズと取り組みのマッチング等を行う生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を市全域（第1層）及び日常生活圏域（第2層）に配置しています。

一般介護予防事業、地域活動支援センター、地域子育て支援拠点、生活困窮者のための共助の基盤づくり事業と連携し、住民主体の通いの場や住民自治協議会等により居場所の充実を図ります。また、ケア・支えあう関係性を広げ、交流や活躍の場を生み出すコーディネーター機能を担う第1層及び第2層生活支援コーディネーターを中心として、地域の実情に応じた住民主体による参加支援などの創設に取り組みます。

(8) 地域社会の支援と保健サービス

1－(2)－② 在宅医療・介護連携推進事業

逗葉地域医療センターに逗子市及び葉山町の委託事業として「逗葉地域在宅医療・介護連携相談室」を設置し、在宅医療・介護サービスを提供している関係者からの相談・支援や対象者の支援に必要な、医療・介護等の情報提供を行っています。

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすためには、医療と介護、福祉の連携が必要です。そこで、地域の医療・介護の関係機関・関係団体等と協力・連携し、事業を取り組みます。

1－(2)－③ 地域包括ケアシステム推進事業

これまで本市が進めてきた、高齢者が要介護状態となっても住み慣れた地域で、最期まで自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療、介護、生活支援等が一体的に提供される地域包括ケアシステムの実施にあたり、医療関係機関を含めた多職種が協働し、高齢者の個別ケースの支援内容等を検討、課題解決にあたるための地域包括ケア会議を開催し、地域の関係機関等と相互の連携が図れるようネットワークを構築しています。

2－(1)－⑤ 保健事業と介護予防の一体的実施事業

高齢者の保健事業と介護予防をデータ活用しながら、個別的支援や通いの場において一体的に実施します。

企画・調整等を担当する保健師と地域を担当する専門職が連携を取りながら、訪問・個別支援や通いの場等への積極的な関与（アウトリーチ）を行い、本市に多い疾病の予防やフレイル対策に努めます。

2－(2)－⑧ 未病センター活用事業

市内に2か所（市役所1階及び逗子アリーナのトレーニングルーム）に設置した未病センターで、市民の健康増進・介護予防を推進します。

具体的には、①様々な測定機器を用いて自身の健康状態の「見える化」、②常駐す

る保健師・管理栄養士等による相談やアドバイス、③食・運動・社会参加などの知識取得のための情報提供を行います。

複合的な取組

2－（１）－① 自立支援型介護予防・生活支援サービス事業

高齢者のフレイル状態を把握した上で、疾病予防・重度化予防を目的として運動、口腔、栄養、社会参加の観点から、身近な場所で健康づくりの場を開催します。

また、生活支援コーディネーターと連携しながら、多様な主体との支援・協働体制の充実を図ります。

3－（１）－① 認知症総合支援事業

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるための支援をします。

市と地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、認知症を早期に発見し、適切な医療と介護サービスを提供できるよう、相談体制及び認知症支援の充実を図っています。